

児童手当制度が 拡充されます

平成18年4月1日から

受給対象年齢が、これまでの小学校3年生までから、小学校6年生(12歳到達後最初の年度末)までに拡大され、併せて、所得制限額が引き上げられました。

認定請求の手続きが必要です

新たに、児童手当を受けられる児童の保護者は、役場福祉保健課の窓口(公務員の方は勤務先)で、認定請求が必要となります。なお、改正に伴う新規請求は、平成18年9月30日まで受付たものに限り、特例的に4月1日(または支給要件に該当した日)にさかのぼって受給することが出来ます。

【認定請求に必要な添付書類】

- 健康保険被保険者証等の写し
(申請者が厚生年金等加入者の場合)
- 所得証明書
(南部町にその年の1月1日に住所がなかった場合)。



● 今年、小学校4年生の児童がいる保護者

(平成8年4月2日生まれ～

平成9年4月1日生まれの児童)

これまで、児童手当を受給していた保護者は、手続きをする必要はありません。

● 今年、小学校5年生または6年生の児童がいる保護者

(平成6年4月2日生まれ～

平成8年4月1日生まれの児童)

これまで、児童手当を受給していない保護者は認定請求、児童手当を受給していた保護者(既に対象になっている弟妹がいる場合)は額改定認定請求の手続きが必要となります。

● これまで、所得制限により児童手当を受給していない保護者

所得制限の引き上げにより、新たに児童手当を受給できる場合がありますので、該当する保護者は、認定請求の手続きが必要となります。

問合せ先

役場 福祉保健課

TEL 6 6 - 3 4 0 6

○南部町男女共同参画審議会委員の皆さん

町が実施する男女共同参画推進のための施策について、町長の諮問に応じ調査審議する機関として次の方々、男女共同参画審議会委員に町長から委嘱されました。

任期

平成17年11月14日から平成19年11月13日

委員長	委員	委員	委員	委員	委員	委員	委員	副会長	会長	氏名	集落
望月倫代	仲亀秀樹	佐野勝三	城内千春	萩原信子	佐野薫	望月信弘	久保田恵子	佐野敏明	高村リエ	中央	中央

○南部町監査委員が選任されました



大窪昌樹氏
(中野)

4月27日に開会した平成18年南部町議会第1回臨時会議において、大窪昌樹さんが南部町監査委員（任期…4年）に選任同意されました。
また、5月1日に町長から選任辞令が大窪さんに交付されました。宜しくお願いいたします。

便利な直通ダイヤルを御利用下さい

分庁舎 0556-64-3111(代)	
住民係	64-4834
総務係・出納係・税務係	64-4835
福祉保健課	64-4836
水道環境係	64-4837
産業振興課 観光・林政係	64-4838
産業振興課 農政係	64-4839
農業委員会	
建設係	64-4840
生涯学習課	64-4841
学校教育課	64-4842
公民館	64-3115
万沢支所	67-3002

本庁舎 0556-66-2111(代)	
総務課	66-3401
企画課	66-3402
財政課	66-3403
税務課	66-3404
住民課	66-3405
活性化センター(福祉保健)	66-3406
水道環境課	66-3407
建設課	66-3408
登記室	66-3409
出納室	66-3410
議会事務局	66-3415
町づくり・産業係	66-3417
改善センター	66-2612